

# 令和7年度 金谷山索道安全報告書

## 1 本報告書の目的

令和7年度も多くの皆様に「金谷山スキー場及びスーパーボブスレー」をご利用いただき、誠にありがとうございました。金谷山スキー場は、運営理念の第一に「お客様の安全の確保」を掲げ、関係法令の遵守とともに安全輸送に努めております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに、広くご理解をいただくために公表するものです。

## 2 基本方針と安全目標

### (1) 基本方針

金谷山スキー場の運営理念の第一は、安全の確保です。「安全基本方針」を次のように掲げ、従事員に周知・徹底しています。

- ① 一致団結して輸送の安全の確保に努めること。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（当市安全管理規程を含む）をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- ④ 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いに努めること。
- ⑤ 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置を行うこと。
- ⑥ 情報は、漏れの無いよう迅速、正確に伝えること。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に取り組むよう努めること。

### (2) 安全目標

令和7年度から令和8年度の安全目標は次のとおりです。令和7年度は皆様からのご協力をいただき、人身に係る事故等はなく無事に営業を終了することができました。引き続き目標達成に向け、安全管理に取り組んでまいります。

| 区分        | 項目         | 内容                |
|-----------|------------|-------------------|
| 定量的<br>目標 | 設備不具合による事故 | 乗客の死亡を伴う事故を発生させない |
|           | 人身障害事故     | 乗客等の障害事故を発生させない   |

## 3 事故等の発生状況とその再発防止措置

### (1) 索道人身事故（索道人身障害事故）

令和7年度において、索道運転事故・人身障害事故の報告はありません。

### (2) 災害（地震や暴風雨、豪雪など）

令和7年度において、災害による運行停止はありません。ただし、安全確保のため、強風や降雨等による一時的な運行休止については、状況に応じて実施いたしました。

### (3) インシデント（事故の兆候）

令和7年度において、国土交通省へ報告すべきインシデントはありません。

### (4) 行政指導等

令和7年度において、行政指導等はありません。引き続き、来シーズンに向けて適正な管理運用をしてまいります。

## 4 輸送の安全確保のための取組み

### (1) 人材教育

当市ではシーズン営業開始前に、索道施設の基礎的な知識、取扱い、安全輸送に対する意識の高揚、接客等の教育を行っています。

### (2) 緊急時対応訓練

シーズン営業開始前及びシーズン途中で救助訓練等を実施しています。

### (3) 安全のための投資

安全の維持・向上のため、計画的な定期整備と必要に応じた点検や修繕等を行っております。

## 5 当市の安全管理体制

索道所長をトップに安全管理体制を構築し、各責任者の責務を明確にしています。

索道所長：輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

安全統括管理者：索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。

索道技術管理者：安全統括管理者の指揮の下、索道の運行管理、索道施設の保守管理、その他技術上の事項に関する業務を統括管理する。

索道技術管理員：索道技術管理者の指揮の下、技術管理者の行う業務を補助する。

## 6 利用者との連携

### (1) 利用者の意見等の反映

より安全で信頼される索道事業にするため、ご利用される皆様からお寄せいただいたご意見をできる限り取り入れ、改善していきます。

### (2) リフト乗車時の安全周知

以下の点を利用者に周知、依頼して、リフト乗車時の安全確保に努めています。

- ①リフト利用に不安な方は係員に申し出て下さい。
- ②「のりば」の表示位置で待機して下さい。
- ③「のりば」位置まで進めなかった場合は、直ぐにリフトから離れてください。
- ④衣服等の「ひも」にご注意して下さい。
- ⑤「おりば」に近づいたら準備をし、降りた後は真っすぐ進んでください。
- ⑥降り方に不安な方は、「おりば」手前で係員に申し出て下さい。
- ⑦リフト乗車時は、次の事項を遵守してください。
  - ・搬器をゆすらないこと
  - ・搬器から飛び降りないこと
  - ・リフトが停止し運転再開が出来ないときは、救助方法等の連絡をするので、係員の指示に従うこと
  - ・その他安全運行を妨げる行為をしないこと

## 7 問合せ先

上越市役所 文化観光部 観光施設課

〒943-8601 新潟県上越市木田 1-1-3 電話：025-520-5744 Fax：025-520-5853